

公益社団法人日本精神科病院協会

大規模災害対策基本方針

公益社団法人日本精神科病院協会

令和 7 年 7 月 3 日

目 次

第1章 総則

第1条 目的	3
第2条 基本的な考え方	3
第3条 大規模災害の定義	3

第2章 組織と対応

第4条 組織	3
第5条 災害発生時における情報の収集及び連絡	4
第6条 日本精神科病院協会の災害対応業務	4
第7条 都道府県支部及び支部長の災害対応業務	4
第8条 日精協災害時物資支援病院の災害対応業務	5
第9条 会員病院の災害対応業務	5
第10条 費用の支弁	5

第3章 災害対応の準備

第11条 災害対応業務手順書の作成	6
第12条 都道府県支部・支部長、日精協災害時物資支援病院の災害対策の把握	6
第13条 災害時の連絡体制	6
第14条 防災関係機関等との連携	6
第15条 災害時の機能確保・維持	6
第16条 災害時の対応と支援に関する研修	6

第4章 方針の修正

第17条 方針の修正	6
附則	7

第1章 総則

第1条 目的

公益社団法人日本精神科病院協会大規模災害対策基本方針（以下「本方針」という。）は、公益社団法人日本精神科病院協会（以下「日本精神科病院協会」という。）が、その定款の定めるところに従い、災害支援活動の内容及び実施に関する事項を定め、円滑かつ適切な災害支援活動に資することを目的とする。

第2条 基本的な考え方

日本精神科病院協会は、本方針の実施に当たり、都道府県支部・支部長、日精協災害時物資支援病院との緊密な連絡調整のもと、国等の災害対応に係る関係諸機関と相互に連携を図りながら、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を遂行するものとする。

第3条 大規模災害の定義

第1 本方針で定める大規模災害とは、自然災害（地震、津波、台風等による風雪水害・土砂災害、火山噴火等）、事故災害（原子力発電所等の核施設をはじめとする有害物質を取り扱う施設における事故、爆発、火災等）、新興感染症、その他の災害であって、多数の人的及び物的損失をもたらす災害のことをいう。必ずしも激甚災害（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用による）に指定された災害に限らず、自助の範囲を超えたもので病院の運営継続が困難な場合をいう。

第2 前項の規程にかかわらず、会長が必要と判断した災害についても本方針の適用とする。

第2章 組織と対応

第4条 組織

第1 日本精神科病院協会長（以下「会長」という。）は必要に応じ災害対策本部を設置し、災害支援活動の立ち上げりに万全を期す。

第2 災害対策本部は、次の組織とする。

- （1） 本部長 会長とする。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは理事会の定める選任順位に従い、日本精神科病院協会副会長（以下「副会長」という。）が代行する。（定款第38条2項を準用）
- （2） 副本部長 副会長とする。
- （3） 本部長 常務理事の内、総務担当、災害担当、被災地区選出等必要に応じ選出する。その他会長が必要と認めた者を本部長として追加する。

第3 災害対策本部に災害対策事務局を置き、局長、次長、部長、課長及び職員がその任に当たる。

第4 災害対策本部は、都道府県支部・支部長、日精協災害時物資支援病院との連絡調整の

もと、防災関係機関等との連携を図り、情報収集及び状況の把握を図るとともに、第6条に定める災害対応業務を行う。

第5 会長は、理事会並びに常務理事会にその状況を報告する。

第6 会長は、災害対策本部を設置した旨及び当面の方針等について、都道府県支部・支部長、日精協災害時物資支援病院、会員病院に通告するとともに、ホームページ等により、広く周知する。

第7 災害対策本部の解散は、理事会が日本精神科病院協会としての災害対応業務の終了を確認した上でこれを決議する。

第5条 災害発生時における情報の収集及び連絡

第1 会長は、災害が発生した場合（災害が発生する恐れがある場合を含む）には、災害担当役員及び事務局職員を招集・参集させ、情報を収集して状況を把握するとともに、日精協会館に来館することができない災害担当役員に対して連絡を行う。

第2 会長は、必要に応じ、災害対応業務を除く日本精神科病院協会業務の一部又は全部を停止する。

第3 第1の災害が発生した場合とは、地震に関しては、日本精神科病院協会所在地においては震度5強以上、その他の地域においては震度6弱以上等を目安とする。

第6条 日本精神科病院協会の災害対応業務

日本精神科病院協会の災害対応業務は、次の業務とする。

- (1) 災害対策本部の設置と、本部員の決定を行う。
- (2) 行政機関及び災害派遣精神医療チーム（D P A T）事務局、関係団体からの情報収集並びに連携を行う。
- (3) 被災地支部、日精協災害時物資支援病院へ支援内容の確認・情報提供を行う。
- (4) 支援物資の調達・搬送及び配分の調整を行う。
- (5) 広報活動を行う。
- (6) 日本精神科病院協会本部被災時の復興業務を行う。
- (7) 義援金の受付及び配賦を行う。
- (8) その他被災地の地域精神医療の復興を含む災害支援に必要な業務（上記についての評価、調整を含む）を行う。

第7条 都道府県支部及び支部長の災害対応業務

都道府県支部及び支部長の災害対応業務は次の業務とする。

- (1) 会員病院の被災状況の確認し日精協本部へ報告する。
- (2) 平時より都道府県内の災害時の体制を構築し、被災病院への対策計画を策定する。
- (3) 公的機関との連絡・情報共有・連携の構築・援助要請を行う。

- (4) 支援物資の搬送手段や物資の配分等の調整を行う。
- (5) 被災病院入院の患者の転院が必要な場合、転院先の調整に協力する。
- (6) 平時の会員病院の災害対策の状況の確認並びに研修会等を実施する。
- (7) その他必要な業務（上記についての評価、調整を含む）を行う。

第8条 日精協災害時物資支援病院の災害対応業務

第1 日精協災害時物資支援病院は都道府県支部より推薦のあった会員病院とする。指定基準については別途定める。

第2 日精協災害時物資支援病院の災害対応業務は次の業務とする。

- (1) 支援物資の集積と管理を行う。
- (2) 都道府県支部及び支部長と連携し、物資が不足した被災会員病院への物資支援を行う。
- ()
- (3) 平時より災害時の支援活動の模擬訓練を実施し災害発生時に備える。
- (4) その他必要な業務（上記についての評価、調整を含む）を行う。

第9条 会員病院の災害対応業務

会員病院の災害対応業務は次の業務とする。

- (1) 会員病院は病院所在都道府県において第3条に定める災害が発生した場合には、都道府県支部・支部長に被災の有無、状況等について報告を行う。
- (2) 都道府県支部・支部長及び日精協災害時物資支援病院が実施する災害対応業務に協力する。
- (3) その他必要な業務（上記についての評価、調整を含む）を行う。

第10条 費用の支弁

日本精神科病院協会は都道府県支部・支部長、日精協災害時物資支援病院及び会員病院が実施した災害時の災害対応業務に要する費用の内、理事会が必要と認めた費用を支弁する。

第3章 災害対応の準備

第11条 災害対応業務手順書の作成

会長は、災害支援活動を効果的に推進するため、本方針に基づき災害対応業務手順書等を作成し、日本精神科病院協会が実施する災害支援活動を明らかにするとともに、必要に応じて関連する研修等を実施して、都道府県支部、日精協災害時物資支援病院、会員病院等への周知徹底に努める。

第12条 都道府県支部・支部長、日精協災害時物資支援病院の災害対策の把握

会長は、災害支援活動を円滑に行うため、都道府県支部・支部長、日精協災害時物資支援病院の災害対策（災害医療に関する研修の実施、その他必要な事項）について、必要に応じて調査及び検討を行う。

第13条 災害時の連絡体制

第1 会長は、役員及び事務局職員相互間の連絡体制をあらかじめ定めておく。

第2 情報の収集・連絡体制は次のとおりとする。

- (1) 会長は、都道府県支部・支部長、日精協災害時物資支援病院との間において、情報の収集・連絡体制をあらかじめ定めておく。
- (2) 都道府県支部・支部長は、日精協災害時物資支援病院及び会員病院との間において、情報の収集・連絡体制をあらかじめ定めておく。

第3 会長は、日精協会館が被災して機能を維持することが困難となった場合に備え、特定の都道府県精神科病院協会に対して、本部機能移転等の体制をあらかじめ定めておくものとする。

第14条 防災関係機関等との連携

第1 会長は、国が作成した防災基本方針等を踏まえて、平時から国をはじめとする防災関係機関等との連携体制を整える。

第2 会長は、災害時における救援物資等の調達及び輸送並びに通信の確保等について、防災関係機関等に積極的に協力を求めるとともに、必要に応じあらかじめ協定等を締結する。

第15条 災害時の機能確保・維持

会長は、災害時においても日本精神科病院協会がその機能を維持するため、日精協会館の安全性と電力、水、燃料、通信手段等を確保する。具体的な内容については、別途定める。

第16条 災害時の対応と支援に関する研修

会長は、災害対応に関して、都道府県支部・支部長、日精協災害時物資支援病院、会員病院、その他災害医療関係者を対象とする災害時の対応と支援に関する研修を実施する。

第4章 方針の修正

第17条 方針の修正

本方針は、定期的に見直しを加え必要に応じ修正するものとする。

附 則

（施行期日） 本方針は、令和7年7月3日から施行する。